

第161回 定時株主総会

報告事項

第161期 (2025年4月1日～2026年3月31日)

**会計監査人および監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件**

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第161期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

塩野義製薬株式会社 監査等委員会

監査等委員 後藤 順子 ㊞

監査等委員 奥原 主一 ㊞

監査等委員 高槻 史 ㊞

常勤監査等委員 岸田 哲行 ㊞

常勤監査等委員 花崎 浩二 ㊞

(注) 1. 監査等委員 後藤順子、監査等委員 奥原主一及び監査等委員 高槻史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2. 当社は、2025年6月18日開催の第160回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2025年4月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、当社監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

塩野義製薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 北池 晃一郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中澤 直規
業務執行社員

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類（すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、塩野義製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は2025年12月22日開催の取締役会において、田辺ファーマ株式会社が開発・販売する筋萎縮性側索硬化症等治療薬エダラボンの日米を含むグローバルでの全権利の獲得に関する契約締結について決議し、2026年4月1日を効力発生日としてエダラボンの主要国・地域におけるすべての権利の移行を完了している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、適読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・監査人が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関する責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

塩野義製薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 北池 晃一郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中澤 直規
業務執行社員

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第161期事業年度の計算書類（すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。））について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、適読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これは、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・監査人が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



報告事項

第161期 (2025年4月1日～2026年3月31日)

事業報告

連結計算書類および計算書類

決議事項

SHIONOGIグループの 現況に関する事項

事業の経過およびその成果

2030年にSHIONOGIが目指すVision

2030年 Vision

新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す

SHIONOGI Group Vision (2030年 Vision)

- 2030年にSHIONOGI が成し遂げたいこと -

創薬型企業としての“強み”をさらに進化させ、

異なる強みを持つ他社・他産業から選ばれることで、ヘルスケア領域の新たなプラットフォームを構築する

2030年Visionの実現に向けた強化ポイント

主要事業と研究開発体制の強化により2030年Vision実現を目指す



主要事業の拡大



国内事業の安定的な成長



グローバルでの事業展開の加速



感染症領域以外の成長領域の確立



研究開発体制



低分子創薬力のさらなる強化



創薬研究基盤の強化



継続したパイプラインの創出

2025年度に実施した事業投資

事業の拡大とグローバル化を目的に、3つの事業投資を実施

JTグループ医薬事業 M&A

投資額 約**1,600** 億円



目的

自社創薬力と国内事業の強化

エダラボン*¹事業の買収

投資額 約**3,900** 億円

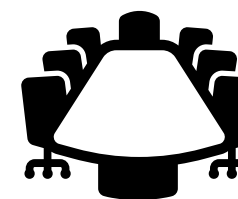


目的

**米国における
希少疾患事業の確立**

ヴィーブ社への追加出資

投資額 約**3,300** 億円



目的

経営基盤の強化

*1 エダラボン：ALS（筋萎縮性側索硬化症）治療薬  SHIONOGI

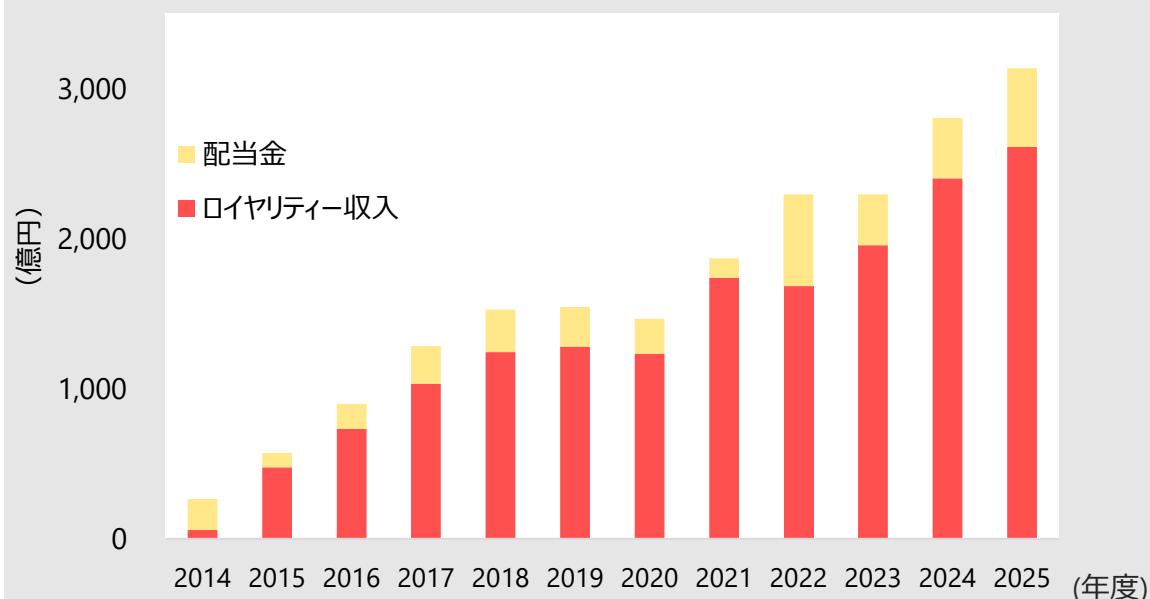
2025年度に実施した事業投資の背景

収益の柱であるHIV事業は、今後も着実な成長を実現

HIV事業の成長

高利益率かつ強靱な収益基盤を構築

【ヴィーブ社からのHIVロイヤリティー収入および配当金の推移】



HIV事業の中長期的な見通し

2030年以降もHIV事業は経営の屋台骨を構成

—長時間作用型製剤*1のさらなる市場への浸透—
CabenuvaおよびApretudeの持続的な成長

—次世代の成長ドライバーの開発推進—
「超」長時間作用型製剤*2の上市により、
成長を加速

*1 年6回投与の製剤

*2 年2回または4回投与の製剤



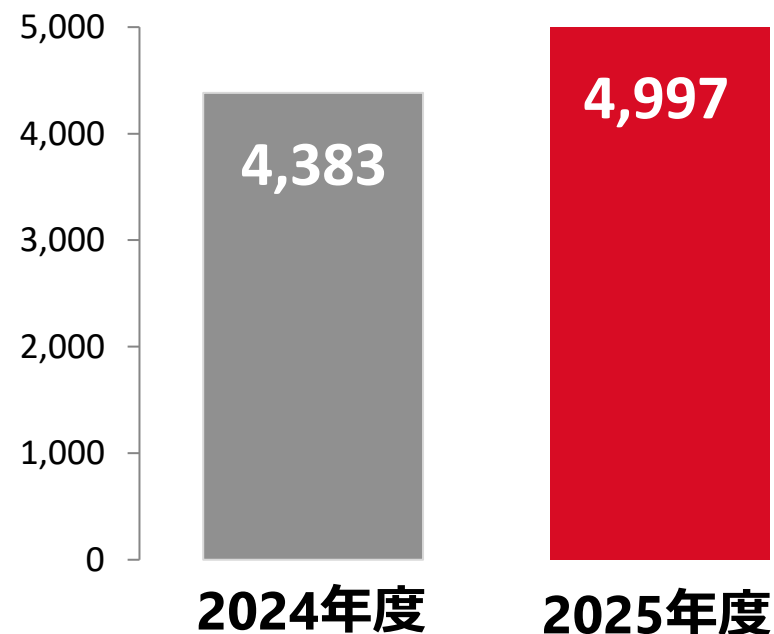
連結業績 - 売上収益 -

4期連続で過去最高の売上収益を更新

売上収益

(億円)

対前年 14.0%増



売上収益 内訳

(億円)

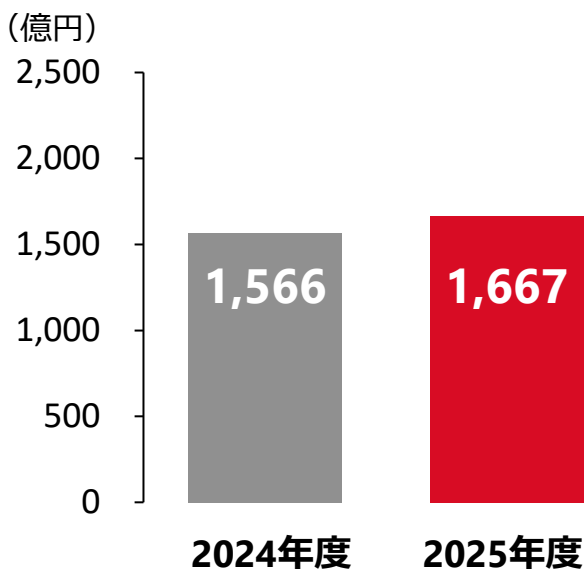
	2024年度	2025年度
国内医療用医薬品	988	1,235
海外子会社/輸出	591	650
製造受託	173	151
一般用医薬品	168	150
ロイヤリティー収入	2,447	2,786

連結業績 - 各種利益 -

営業利益および全ての利益項目で創業来の過去最高業績を更新

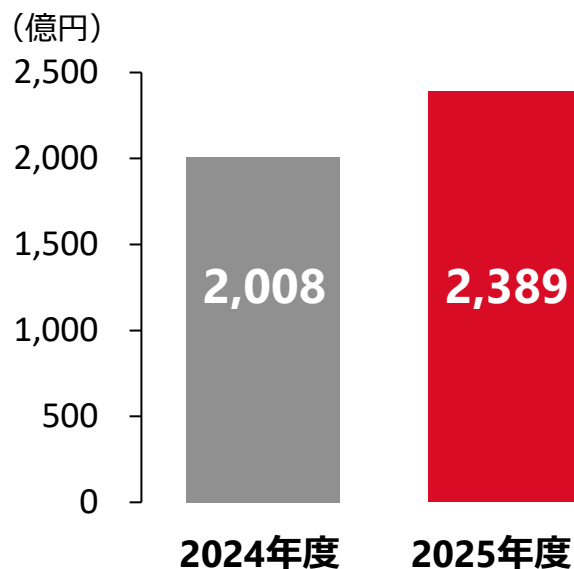
営業利益

対前年 6.5%増



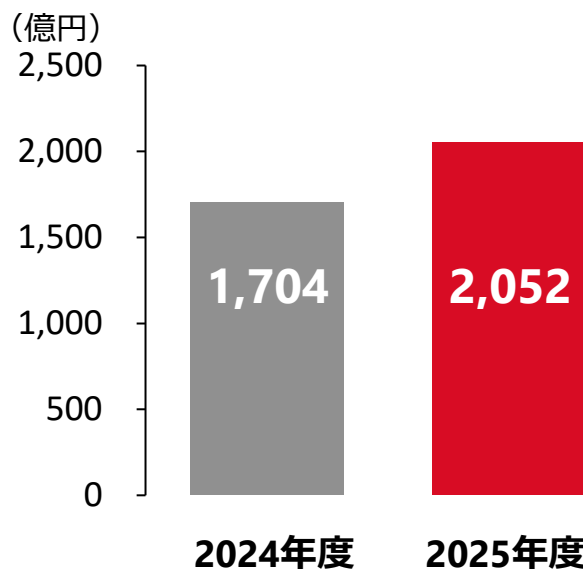
税引前利益

対前年 19.0%増



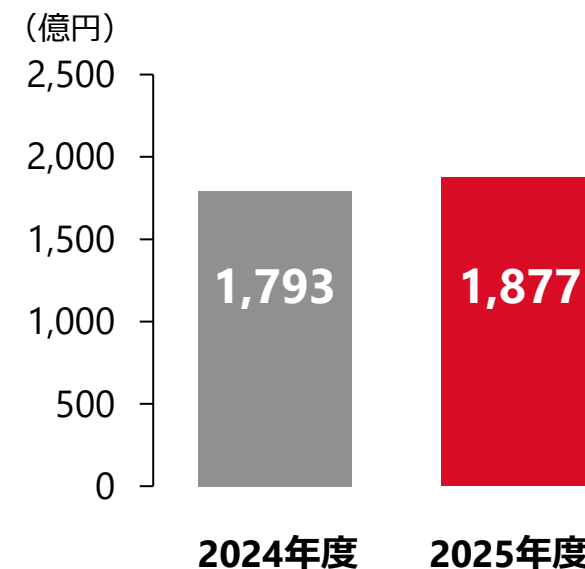
親会社の所有者に帰属する 当期利益

対前年 20.4%増



EBITDA*1

対前年 4.7%増

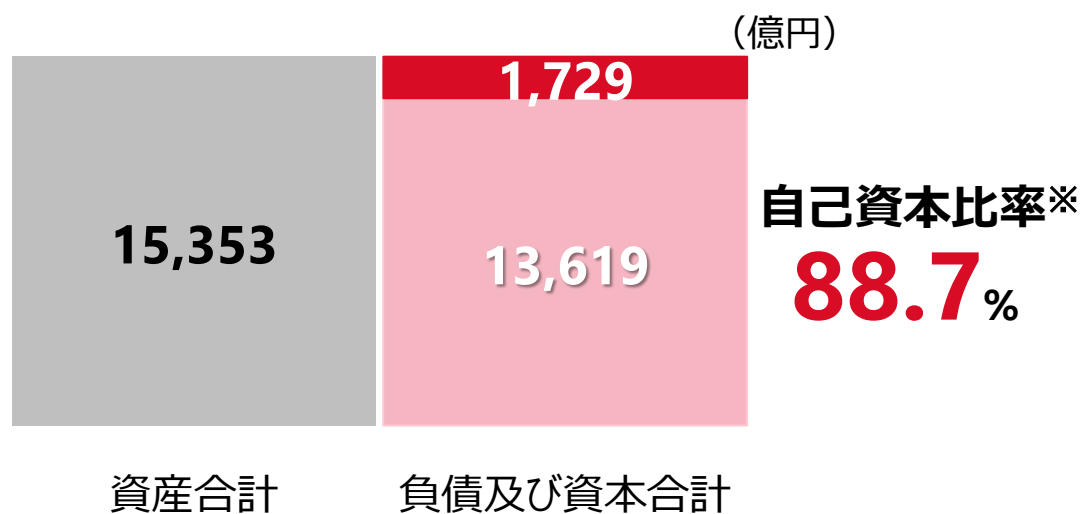


連結業績 - 資産等 -

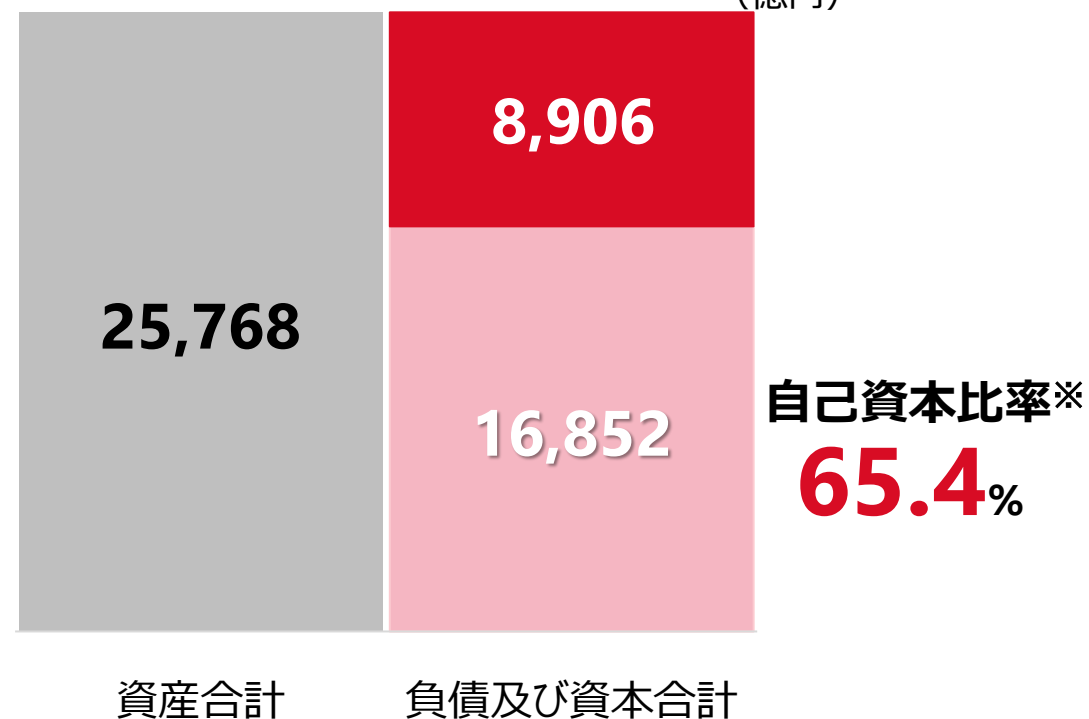
将来の成長に向けた戦略的な借入を活用しつつ、引き続き健全な財務状態を維持

エダラボン事業の買収およびヴィーブ社への追加出資に伴い、合計6,600億円の借り入れを実施

- 2024年度末 貸借対照表 -



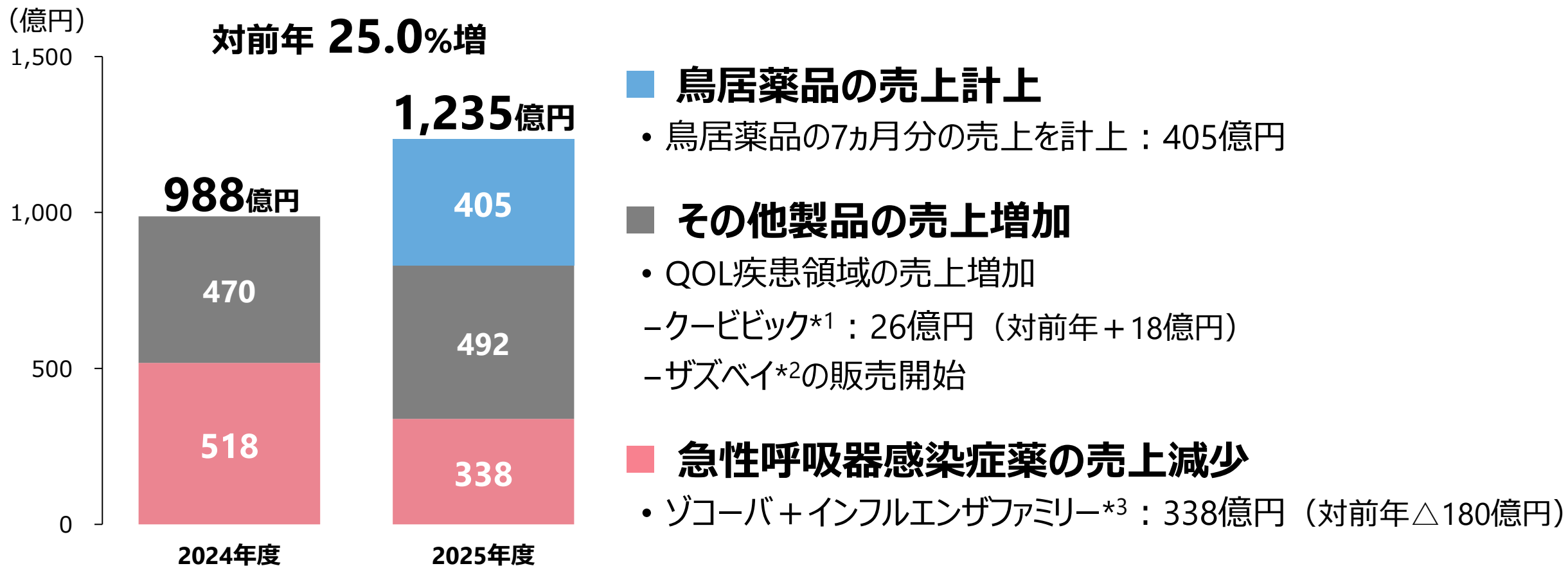
- 2025年度末 貸借対照表 - (億円)



※親会社所有者帰属持分比率

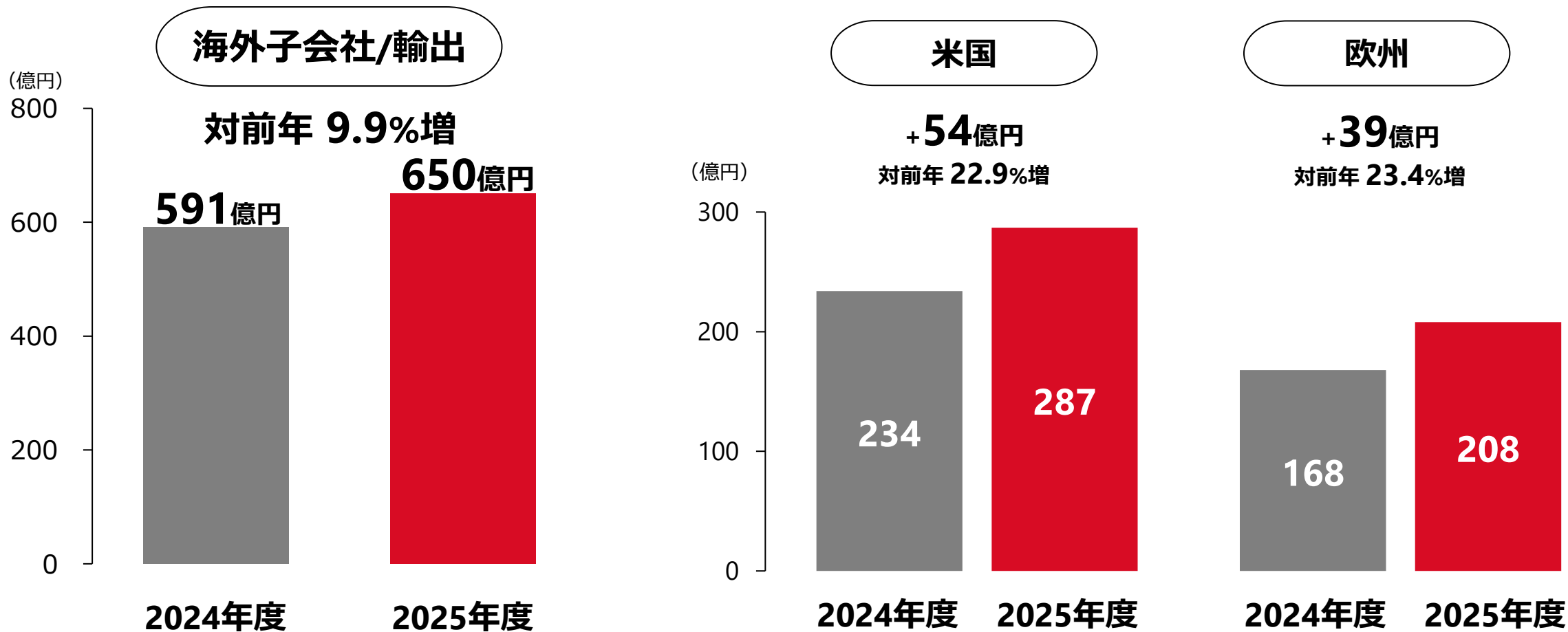
国内事業

鳥居薬品の売上計上とクービビックの拡大により、売上収益は増加



海外事業（海外子会社の売上収益）

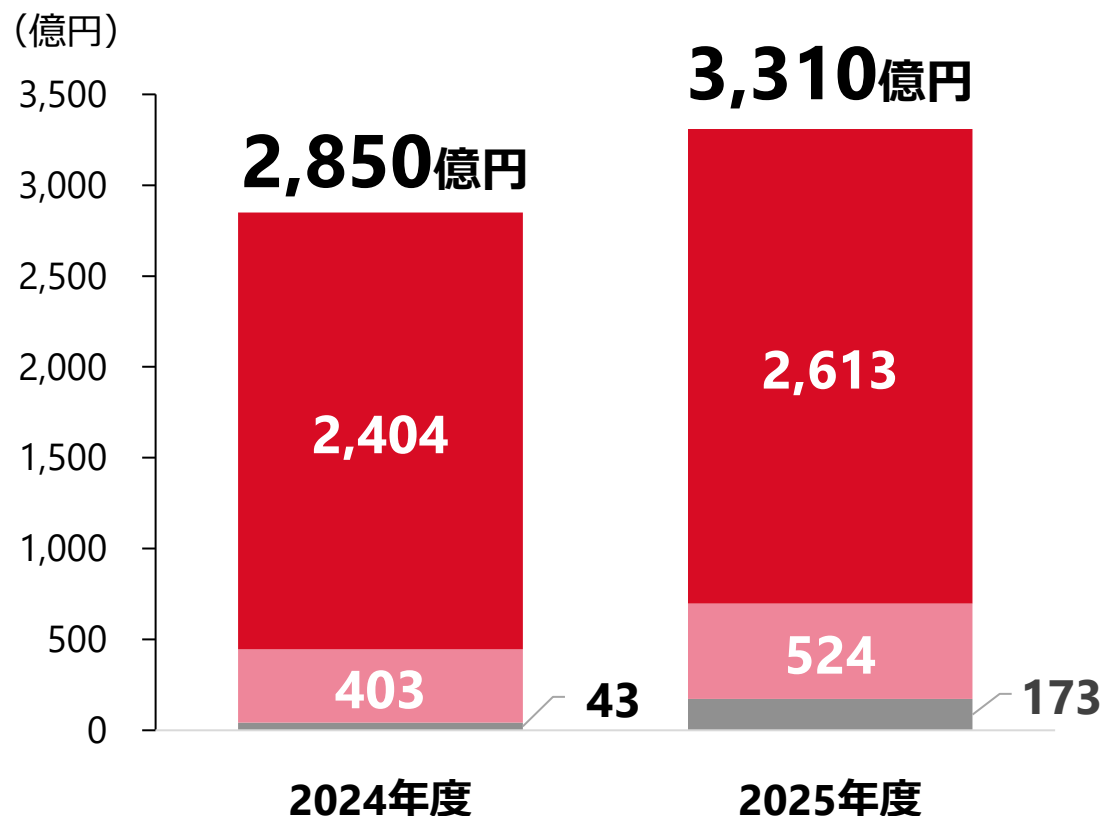
欧米でのセフィデロコル*1の売上が堅調に推移し、海外事業は5期連続で過去最高を更新



*1 米国の製品名：Fetroja、欧州の製品名：Fetroja

ロイヤリティー収入およびヴィーブ社からの配当金収入

HIVフランチャイズの力強い成長により、ロイヤリティー収入と配当金が堅調に推移



- ヴィーブ社からのロイヤリティー収入
+209億円 (対前年 8.7%増)
- ヴィーブ社からの配当金収入
+121億円 (対前年 30.0%増)
- その他ロイヤリティー収入
+130億円 (対前年 304.9%増)
 - 旧JT医薬事業関連のロイヤリティー
 - ロシュ社からのロイヤリティー

研究開発 - 主な研究開発の進捗 -

承認取得や承認申請を複数達成し、多くのパイプラインが順調に進展

	プロジェクト	対象疾患	2025年度の成果
感染症領域	エンシトレルビル*1	COVID-19 (治療)	欧州 承認申請 国内 承認申請 (小児: 6~11歳)、 Phase 3試験開始 (小児: 0~5歳)
	エンシトレルビル*1	COVID-19 (曝露後予防)	国内 承認取得 欧米 承認申請
	セフィデロコル*2	AMR (グラム陰性菌感染症)	中国 承認取得
	S-268024	COVID-19 (JN.1株) (予防ワクチン)	国内 承認申請
	S-567123 (広域コロナウイルスワクチン)	サルベコウイルスによる感染症 (予防ワクチン)	Phase 1試験開始
QOL疾患領域	ズラノロン*3	うつ病	国内 承認取得
	S-606001	ポンペ病	Phase 2試験開始
	S-898270	アルツハイマー型認知症	Phase 1試験開始

研究開発 -JTグループ医薬事業のM&Aによって獲得したパイプライン-

複数の有望なパイプラインを獲得

JT医薬事業と鳥居薬品の開発品

合計 **23** 品目

非臨床

1

Phase 1

8

Phase 2

4

Phase 3

7

申請中

3

対処すべき課題

2026年度の位置づけ

獲得した事業基盤を着実に統合・定着させ、全社一丸となって成長を加速

JTグループ医薬事業 M&A



目的

自社創薬力と国内事業の強化

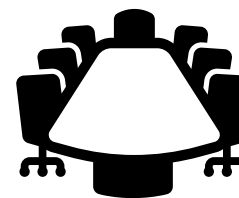
エダラボン*1事業の買収



目的

米国における
希少疾患事業の確立

ヴィーブ社への追加出資



目的

経営基盤の強化

*1 エダラボン：ALS（筋萎縮性側索硬化症）治療薬  SHIONOGI

事業投資を通じた大きな変革 - 主要事業の強化 -

HIV事業を基盤とした飛躍的な成長へ



海外事業

- セフィデロコルの成長
 - さらなる開発の進展
- **エダラボン事業のスタート**
 - 希少疾患事業への参入
- **エンシトレビルの上市予定**
 - 承認取得後の販売体制を強固に



国内事業

- 感染症事業の安定化
 - ソコーバ・ゾフルーザ
- **新製品の販売強化**
 - クービビック・ザズベイ
 - **鳥居薬品の製品**



HIV事業

- **ヴィーブ社を持分法適用会社へ**
 - HIV事業へのより強いコミットメント
- **長時間作用型製剤の成長**
 - Cabenuva・Apretude
- **超長時間作用型の開発進展**
 - Q6M*1製剤：S-365598

感染症薬とともに
安定的な成長を実現

2025年度

海外事業

国内事業

HIV事業

*1 Q6M：6か月に1回投与の製剤

事業投資を通じた大きな変革 - 研究開発体制の強化 -

グローバルでNo.1の低分子創薬力を有する製薬企業へ

SHIONOGI

- 自社創薬比率 60%
- 低分子創薬

JT医薬事業

- 先端技術プラットフォーム
- 経験豊富なメディシナルケミスト*1

自社創薬力の
さらなる強化

創薬基盤の強化

創薬プロセスの効率化



- 薬物動態プロファイルの予測
- 高効率な創薬評価体制

優れた化合物の合成



- JT医薬独自の標的探索系
- メディシナルケミストの増加



創薬サイクルの
スピードと質を向上

新たな成長フェーズへ

基本方針である

**「創り、造り、売る」
をグローバルで体現**



次のステージへ

2027年4月以降に

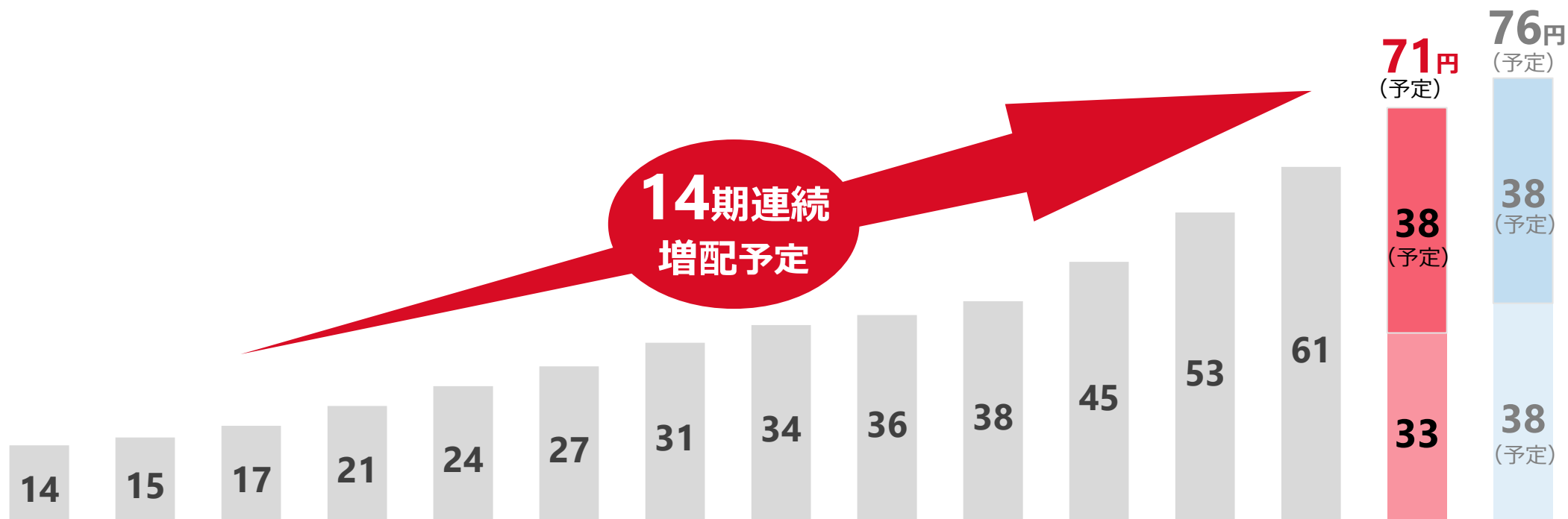
新中期経営計画を公表予定

配当方針

成長をとともに実感していただける株主還元政策

年間配当金は、14期連続増配となる71円を予定

1株当たり配当金 (円)



14期連続
増配予定

年度		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
自己株式	取得額 (億円)	-	-	300	-	350	294	500	500	500	-	494	750	-	-	-
	消却数*1 (万株)	-	-	-	-	6,600	1,500	2,205	1,560*2	-	-	1,260	3,252*3	-	-	-

*1 当社は2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。2012年度の期初に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり配当金、自己株式の消却数を算出して記載しております (金額については、小数第1位を四捨五入した金額を記載)

*2 2020年3月30日決議、4月6日消却 *3 2023年7月31日決議、2024年4月17日消却

将来の見通しに関する注意事項

- 本資料において提供される情報は、いわゆる「見通し情報」(forward-looking statements) を含みます。これらの文言は、現在における見込み、予測、リスクを伴う想定、実質的にこれらの文言とは異なる現実的な結論・結果を招き得る不確実性に基づくものです。
- それらリスクや不確実性には、一般的な業界ならびに市場の状況、金利、通貨為替変動といった一般的な国内および国際的な経済状況が含まれます。リスクや不確実性は、特に製品に関連した見通し情報に存在します。製品のリスク、不確実性には、技術的進歩、特許の競合他社による獲得、臨床試験の完了、製品の安全性ならびに効果に関するクレームや懸念、規制機関による審査期間や承認取得、国内外の保険関連改革、マネジドケア、健康管理コスト抑制への傾向、国内外の事業に影響を与える政府の法規制など、新製品開発に付随する課題などが含まれますが、これらに限定されるものではありません。
- 承認済みの製品に関しては、製造およびマーケティングのリスクがあり、需要を満たす製造能力を構築する能力を欠く状況、原材料の入手困難、市場の受容が得られない場合などが含まれますが、これに限定されるものではありません。
- 新しい情報、将来の出来事もしくはその他の事項により、見通し情報に更新もしくは改正が望ましい場合であっても、それを行う意図を有するものではなく、義務を負うものではありません。
- 本資料には、医薬品（開発中の製品を含む）に関する情報が含まれておりますが、その内容は宣伝広告、医学的アドバイスを目的としているものではありません。
- 本資料は国内外を問わず、投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。
- 本資料の利用にあたっては、利用者の責任によるものとし、情報の誤りや瑕疵、目標数値の変更、その他本資料の利用の結果生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負いません。